

亀山市告示第49号

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域が自主的に犯罪の予防を目的に常設する防犯カメラの設置について支援することにより、地域における自主的な防犯活動の促進を図り、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「地域防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として自治会（複数の自治会から構成される団体を含む。以下同じ。）が設置するカメラ本体及び録画記録装置をいい、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 道路、公園その他不特定多数の者が利用する公共の空間を撮影するためのものであること。
- (2) 特定の個人を識別できる画像の常時録画が可能なものであること。
- (3) セキュリティ保持のため、遠隔監視機能を有しない装置であること。

(関係機関の協力)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて、亀山警察署その他関係機関と相互に協力をするものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、地域防犯カメラを設置する市内の自治会に対し、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす市内の自治会とする。

- (1) 自治会の防犯対策を目的として防犯カメラを設置すること。
- (2) 防犯カメラの設置について、自治会員の合意を得ていること。
- (3) 防犯カメラの設置に当たり、設置しようとする土地及び構造物の所有者、管理者

等の同意又は必要な許可を受けていること。

(4) 防犯カメラの撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の土地の全部又は一部が含まれる場合は、当該土地の所有者等の同意を得ていること。

(5) 亀山警察署に対し、防犯カメラの設置について説明を行っており、かつ、同署から犯罪発生状況などについて情報提供を受けていること。

(補助金の交付対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、防犯カメラの購入及び設置工事並びに防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等に係る費用とする。ただし、次に掲げる費用は、対象経費としない。

(1) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費

(2) 地代及び占用料

(3) 機器等の移設又は撤去に係る費用

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象経費として不相当と認めるもの

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が10万円を超えるときは、10万円とする。

2 補助金の交付の対象となる防犯カメラは、1の自治会につき1の年度に原則2基までとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、地域防犯カメラの設置に着手する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第2号）

(2) 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面

(3) 防犯カメラの仕様が分かるもの

(4) 防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書

(5) 地域防犯カメラ設置承認証明書（様式第3号）

(6) 地域防犯カメラ設置同意願兼同意書（様式第4号）又は設置に係る許可証等

(7) 地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書（様式第5号）

(8) 地域防犯カメラの設置に関する亀山警察署への説明報告書（様式第6号）

(9) 地域防犯カメラ設置・運用規程（様式第7号）

(10) その他市長が必要と認める書類等

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、防犯カメラ設置支援事業の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金却下決定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（地域防犯カメラの設置の変更等）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた地域防犯カメラの設置について変更又は中止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、変更等をする前に亀山市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書（様式第10号）に第8条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更のない書類についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀山市地域防犯カメラ設置変更等承認通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、地域防犯カメラの設置が完了したときは、当該設置が完了した日から起算して30日を経過する日までに、地域防犯カメラ設置実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラの購入及び設置工事に係る請求書及び領収書の写し

(2) 設置した地域防犯カメラの現状が確認できる写真及び防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等の写真

(3) 設置した地域防犯カメラによって撮影された画像を印刷したもの

(4) その他市長が必要と認めるもの

(完了検査の実施)

第12条 市長は、実績報告書を受領したときは、施工状況を確認するため、完了検査を実施するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の完了検査により地域防犯カメラの設置が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金を地域防犯カメラの設置以外の用途に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(遵守事項)

第16条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン並びに地域防犯カメラ設置・運用規程に従い適切な運用及び維持管理を行うこと。

(2) 地域防犯カメラは、設置した日から起算して5年間は設置を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(3) 地域防犯カメラの運用を継続している間は、地域防犯カメラ運用報告書（様式第15号）を毎年度、市長が定める期日までに提出すること。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、地域防犯カメラ設置支援事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を準用し、おおむね5年以上を経過し、修繕が不可能な場合は、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（検査等）

第18条 市長は、地域防犯カメラ設置支援事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（データベースの作成）

第19条 市長は、地域防犯カメラ設置支援事業に係る各関係書類に基づき、台帳の作成及び地図情報への登録など、データベースを作成してこれを管理するものとする。

（補助金の終期）

第20条 補助金の終期は、令和8年3月31日とする。

2 市長は、前項の終期の到来前に補助金の交付に関して見直しを行い、必要がある場合は、終期を延長できるものとする。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 亀山市長 様

（申請者） 自治会名

代表者氏名

印

申請者住所

申請者連絡先

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金の交付を受けたいので、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 設置の目的

2 設置の完了予定 年 月

3 交付申請額 円

【算出基礎は地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第2号）のとおり】

4 添付書類

- （1）地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第2号）
- （2）地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面
- （3）防犯カメラの仕様が分かるもの
- （4）防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書
- （5）地域防犯カメラ設置承認証明書（様式第3号）
- （6）地域防犯カメラ設置同意願兼同意書（様式第4号）又は設置に係る許可証等
- （7）地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書（様式第5号）
- （8）地域防犯カメラの設置に関する亀山警察署への説明報告書（様式第6号）
- （9）地域防犯カメラ設置・運用規程（様式第7号）

様式第2号（第8条関係）

自治会名：

地域防犯カメラ設置（変更）計画書

設置場所	(詳細は別図のとおり)
設置予定	年 月

1 設置に要する対象経費

内 訳		備 考
経費区分		円
		円
		円
		円
		円
消費税		円
対象経費の合計（A）		円

2 交付申請額

積算	
(A) × 1 / 2 (※千円未満切捨て)	円 (a)
上限額	100,000円 (b)
(a) と (b) のいずれか小さい金額	
交付申請額	円

様式第3号（第8条関係）

地域防犯カメラ設置承認証明書

年 月 日開催の において、下記の場所に、地域防犯カメラを設置することについて承認したことを証明します。

記

地域防犯カメラを設置する場所（詳細は別図のとおり）

年 月 日

（申請者）自治会名

代表者氏名

印



様式第4号（第8条関係）

地域防犯カメラ設置同意願兼同意書

年 月 日

様

（申請者）自治会名

代表者氏名

印

下記のとおり、あなたが所有する（建物・土地）に地域防犯カメラを設置することについて同意くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 （別添図面のとおり）
- 2 設置台数
- 3 設置時期 年 月 頃（工事期間 日間）
- 4 施工業者名

上記の件について同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第5号（第8条関係）

地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書

年 月 日

様

（申請者）自治会名

代表者氏名

印

下記のとおり地域防犯カメラの設置に伴い、あなたが所有する（土地・建物）の一部が地域防犯カメラの撮影範囲に含まれることについて同意くださるようお願い申し上げます。

また、土地・建物を賃貸等している場合は、あなたより賃借人等へご説明いただきますようあわせてお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 (別添図面のとおり)
- 2 設置台数
- 3 構造・規格
- 4 設置時期 年 月 頃（工事期間 日間）
- 5 施工業者名

上記の件について同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第6号（第8条関係）

地域防犯カメラの設置に関する亀山警察署への説明報告書

年 月 日

亀山市長 様

（申請者）自治会名

代表者氏名 印

地域防犯カメラの設置について、亀山警察署に説明を行ったので報告します。

- 1 説明日 年 月 日
- 2 説明した内容
  - ・地域防犯カメラ設置計画概要
  - ・防犯カメラの仕様
  - ・地域防犯カメラの情報管理及び情報提供方法
- 3 その他（特別に留意する事項があった場合記載）

様式第7号（第8条関係）

自治会 地域防犯カメラ設置・運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、\_\_\_\_\_（以下「設置者」という。）が\_\_\_\_\_に設置する地域防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

地域防犯カメラは、\_\_\_\_\_における犯罪を防止し、地域住民の防犯意識を高め、もって安全に安心して暮らせる地域づくりに資するために設置する。

3 設置の場所等

（1）設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、\_\_\_\_\_に1台の防犯カメラを設置する。

（2）設置の表示

地域防犯カメラを設置する場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

表示板には\_\_\_\_\_、連絡先を記載することとする。

4 管理責任者等

（1）設置者は、地域防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「地域防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。

（2）管理責任者は\_\_\_\_\_とする。

（3）管理責任者は、地域防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。

（4）操作取扱者は\_\_\_\_\_とする。

## 5 設置者等の責務

- (1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、地域防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

## 6 画像データ等の管理

### (1) 保存期間

画像データの保存期間は\_\_\_\_日間とする。

### (2) 画像データの不必要な複製及び加工等の禁止

画像データの不必要な複製及び加工及びインターネットへの掲載、メールでの転送並びに外部への持ち出しを禁止する。

### (3) 記録媒体の保管場所

やむを得ず画像データを複製した場合、記録媒体の保管（場所）は保管庫（\_\_\_\_\_）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

### (4) 立入り制限等

記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。

保管場所には、設置者等が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

### (5) 画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分

方法等を記録する。

## 7 画像データの利用及び提供の制限

(1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止する。

### ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）又は弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合

(2) 画像データの閲覧・提供を行う場合は、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、不審な点がある場合は相手先機関・組織等への問い合わせを別途行うよう努める。

また、閲覧・提供を行った場合は、画像データ提供記録書により日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提供を受けた文書等とともに6-(3)に基づく保管庫等へ保存する。

## 8 苦情等への対応

設置者等は、地域防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

## 9 保守点検と撤去

### (1) 保守点検

設置者は、地域防犯カメラが適正に作動するよう、年1回以上専門業者による保守点検を行うとともに、SDカードなどメモリーカードについては安定した録画を確保するためおおむね3年以内での交換に努める。

### (2) 設置場所・画角の見直し

地域防犯カメラの設置場所・画角については、記録された画像データを

管理者等で検証し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 撤去

設置者は、地域防犯カメラの運用を廃止する場合は、撤去を行う前に亀山市長に撤去理由の報告を行い、責任をもって速やかに機器等の撤去を行う。

附 則

この規程は、\_\_\_\_\_年 月 日から施行する。

地域防犯カメラ設置・運用規程 7 - (2)

画像データ提供記録書

提供日時	年 月 日	時 分
提供先	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
画像内容		
録画時間	～	( 時間 分 秒)
提供方法	(ア) 閲覧のみ (イ) 提供 記録媒体複製 ( ) (ウ) その他 ( )	
提供理由		
身分確認		
その他		

管理責任者・操作取扱者 氏名





様式第9号（第9条関係）

（申請者） 自治会名

代表者氏名

代表者住所

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金却下決定通知書

年 月 日付けで提出のあった亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書について、下記のとおり却下することを決定したので、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

年 月 日

亀山市長

印

記

却下の理由

様式第10号（第10条関係）

亀山市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書

年 月 日

（宛先） 亀山市長 様

（申請者） 自治会名

代表者氏名

印

申請者住所

申請者連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金について、下記のとおり設置についての変更等をしたいので、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 区 分

変更 ・ 中止

2 変更前の交付決定額（変更の場合のみ記載）

円

3 変更後の交付申請額（変更の場合のみ記載）

円

4 理由

5 添付書類

※変更の場合

変更後の地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第2号）

その他関係書類\_\_\_\_\_

様式第11号（第10条関係）

（申請者） 自治会名

代表者氏名

代表住所

亀山市地域防犯カメラ設置変更等承認通知書

年 月 日付けで提出のあった亀山市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書について、下記のとおり変更等を承認したので、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

亀山市長

印

記

変更を承認した交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

（※変更を承認する前の交付決定額：金 \_\_\_\_\_ 円）

様式第12号（第11条関係）

地域防犯カメラ設置実績報告書

年 月 日

（宛先） 亀山市長

（申請者） 自治会名  
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号の地域防犯カメラの設置が完了したので、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 設置場所

2 防犯カメラ設置工事の完了日 年 月 日

3 補助金の交付決定額 円

4 対象経費の実績額

内 訳		備 考
経費区分		円
		円
		円
		円
消費税		円
対象経費の合計		円

5 添付書類

- （1）防犯カメラの購入及び設置工事に係る請求書及び領収書の写し
- （2）設置した地域防犯カメラの現状が確認できる写真及び防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等の写真
- （3）設置した地域防犯カメラによって撮影された画像を印刷したもの

様式第13号（第13条関係）

（申請者） 自治会名

代表者氏名

代表者住所

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に完了検査を行った結果、下記のとおり亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金の交付額を確定したので、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱第13条の規定に基づき通知します。

年 月 日

亀山市長

印

記

確定した補助金の額

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第14号（第14条関係）

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金請求書

年 月 日

（宛先） 亀山市長

（申請者） 自治会名

代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった地域防犯カメラ設置支援事業補助金について、亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記とおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座名義	フリガナ
口座番号	

様式第15号（第16条関係）

地域防犯カメラ運用報告書

年 月 日

（宛先） 亀山市長

（申請者） 自治会名  
代表者氏名 印

年度中の状況について、以下のとおり報告します。

1	設置場所	
2	運用台数	
3	保守点検、修理の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など
4	外部提供の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など
5	地域防犯カメラ管理責任者	住所 氏名 電話番号
6	備 考	

※ 地域防犯カメラの設置場所を変更した場合は、設置場所を明記した図面等を提出してください。